

株式会社ヤマハコーポレートサービスマージン率等の公開

2019年度事業報告をもとにマージン率等を公開いたします。

マージン率とは派遣先から受け取る派遣料金に占める、派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合のことです。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する)

1. 事業所毎の派遣労働者数、派遣先数、派遣料金平均額、賃金平均額、マージン率

事業所	派遣労働者数(人)	派遣先数(社)	派遣料金平均額(円)	賃金平均額(円)	マージン率(%)
			<全業務平均> <8時間換算>	<全業務平均> <8時間換算>	
本社営業所	77	20	20,397	13,460	34.0

対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日

マージンの内訳としては会社が負担する社会保険料(健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険)、福利厚生・教育研修、事業運営等の費用となります。

2. 教育訓練

- ビジネスマナー研修
- コンプライアンス行動基準研修
- 通信教育(期間内に終了した場合、受講料の半額を会社から奨励金として支給)
- Eラーニング講座(受講料無料)
- TOEIC試験(5・8・11・2月に開催 受験料無料)

3. 福利厚生

- 音楽関連商品購入割引、ヤマハリゾート施設利用割引

4. キャリアコンサルティングの相談窓口

- 「派遣キャリア相談室」 【受付時間：月～金 原則として 9:00～17:45】
フリーダイヤル： **0120-808-454**

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か (締結している)

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

以上